

# どま

- 国定資産の評価替え(2面)
- みんなの健康(3面)
- 平成18年度市の予算(4・5面)
- ぞまインフォメーション(6・7面)
- 「土曜開庁」のお知らせ(8面)



# 第25回 市緑化祭り

○と○と  
○と○と  
かにかが沢公園  
4月29日(土) 午前9時30分〜午後2時



## 催し物案内

### <自然観察会>

- 受付 本部前 午前10時10分〜
- 出発時間 午前10時30分
- 内容 県立座間谷戸山公園の散策(予定)

### <ポット苗販売>

二鉢100円(一人二鉢まで)  
※ポット苗の売り上げは、緑地保全基金に募金します。皆様のご協力をお願いします。

### <その他>

緑の相談室、盆栽・山野草・さつきの展示、花苗の寄せ植え教室、植木市、飲食物販売、バザー、野菜市など

## 式典およびメイン会場プログラム

時間	内容
9:30~10:00	開会式
10:10~10:40	吹奏楽演奏(南中学校吹奏楽部)
10:45~11:15	一輪車パレード、マーチングバンド演技(相武台・相模野一輪車クラブ、市少女マーチングバンド)
11:15~11:30	祭ばやし演奏(上栗原はやし保存会)
11:30~12:00	メイポールダンス(ボーイスカウト・ガールスカウト座間連絡協議会)
12:00~12:30	エコソングミニライブ〜君と共に(座間青年会議所)
12:30~12:45	鳴子おどり(ひばり鳴子隊)
12:45~13:15	レクリエーションダンス(あぜみち会)
13:15~13:45	マジックショー(座間マジック同好会)
13:45~14:00	閉会式

※時間や内容が変更になる場合があります。

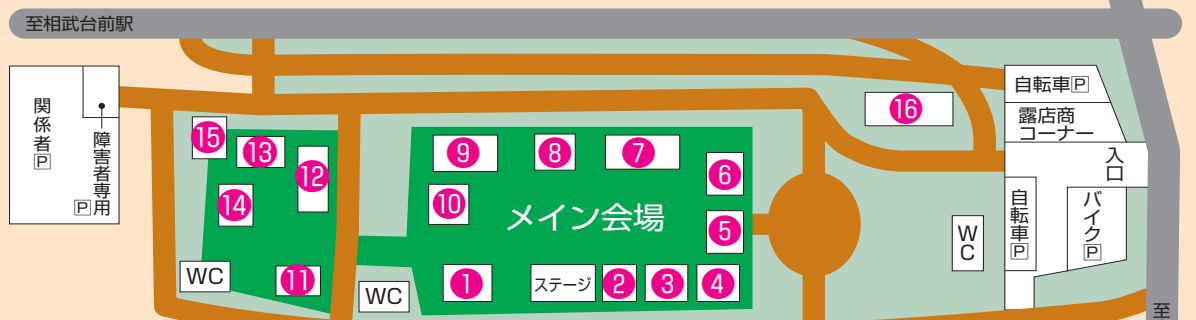
毎年恒例の市緑化祭りが、今年も「かにかが沢公園」を会場に開催されます。今年で二十五回目を迎えるこの祭りは、市民の皆さんの緑化への関心を高めるとともに、緑豊かで住み良いまちづくりを進めていこうと、市と緑化祭り推進協議会が開催するものです。うららかな春の休日を、家族や友達と一緒に、花や緑があふれる「かにかが沢公園」で過ごしてみたいいかがですか。

担当 公園緑政課  
TEL 046(252)7221  
FAX 046(255)3550



## 会場案内

### かにかが沢公園



- 1 本部
- 2 菊展示・緑の相談
- 3 盆栽展示
- 4 山野草展示
- 5 手作り花器
- 6 さつき展示
- 7 植木市
- 8 花苗の寄せ植え教室
- 9 ポット苗販売
- 10 飲食物販売
- 11 スカウト展
- 12 バザー
- 13 野菜市
- 14 ひまわり市
- 15 座間青年会議所コーナー
- 16 環境問題コーナー

# 固定資産の評価替え

～評価替えと税負担のあらまし～

固定資産税は、一月一日現在で土地、家屋、償却資産を所有している方が、市町村に納めていただく税金です。

平成十八年度は、これらの固定資産のうち土地と家屋について、三年ごとに評価を見直しする評価替えの年度に当たります。ここでは、土地・家屋の評価替えと税負担の調整措置についてお知らせします。

固定資産税課 046(252)8043  
046(255)3550

## 土地の評価替え

平成十八年度の土地（宅地）の評価替えでは、平成十七年一月一日を価格調査基準日として地価公示価格

の七割をめぐりに、評価の均衡化と適正化を図りました。

評価調査基準日以降も地価が下落している地域については、平成十七年一月一日から七月一日までの半年間の地価の下落を評価額

## 土地の固定資産税の税負担の調整措置

今回の評価替えに伴い、宅地などに係る固定資産税の税負担の調整措置について、納税者に分かりやすい制度に見直しが行われました。

## ◆特別措置による評価額の修正

土地の評価額は、地方税法上基準年度（平成十八年度が該当）の評価額を三年間据え置くこととされています。しかし、平成十九年度と二十年度において、さらに地価の下落傾向が見られる場合には、簡易な方法により評価額を修正することができるとの特別措置が設けられています。

## 家屋の評価替え

また、負担水準（平成十八年度の評価額に対する平成十七年度の課税標準額の割合）が低い宅地などについて、課税の公平の観点から、均衡をいっそう促進する措置が講じられています。（左固定資産税の算出方法参照）

家屋については、再建築費評価基準表が改正されました。新築家屋は新基準表により評価しますが、在来分家屋（既に評価されている家屋）の評価替えは、評価替えの対象となった家屋と同一のものを評価替えの年度に新築するとした場合の建築費（再建築価格）を算出し、家屋の経過年数による減点補正などを行い評価します。その結果、平成十七年度の評価額を下回る場合は、下回った価格が平成十八年度の評価額となり、平成十七年度の評価額を超える場合は、平成十七年度の評価額に据え置かれます。

# 固定資産税の算出方法

## 1 土地（宅地）の固定資産税・都市計画税

平成十八年度の税制改正によって土地の固定資産税については調整措置がいっそう促進されます。税負担の公平化を図るため、負担水準の高い土地は引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地は税負担を上昇させる措置がとられます。

負担水準とは、個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。次の算式により負担水準を求め、これを「表B」に当てはめて課税標準額を算定し、税率を乗じて税額を算出します。

固定資産税と都市計画税は、税率と特例率が異なりますが課税標準額の算定は同じです。

### 税率

$$\begin{aligned} \text{固定資産税の税額} &= \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%) \\ \text{都市計画税の税額} &= \text{課税標準額} \times \text{税率} (0.2\%) \end{aligned}$$

### ●固定資産税の「負担水準」

$$= \left( \frac{\text{平成17年度課税標準額}}{\text{平成18年度評価額} (\times \text{特例率} (1/6 \text{ または } 1/3))} \right) \times 100 (\%)$$

(表A)

### ●都市計画税の「負担水準」

$$= \left( \frac{\text{平成17年度課税標準額}}{\text{平成18年度評価額} (\times \text{特例率} (1/3 \text{ または } 2/3))} \right) \times 100 (\%)$$

(表A)

### ■課税標準の特例

住宅用地、市街化区域農地については、税負担を特に軽減する必要から、課税標準額の特例措置が適用されます。

### <特例率> (表A)

区分	小規模住宅用地 (住宅1戸について 200㎡までの土地)	一般住宅用地 (住宅1戸について 200㎡を超える部分) および市街化区域農地
特例率	1/6	1/3
	1/3	2/3

### <宅地等の課税標準額> (表B)

負担水準		平成18年度課税標準額
住宅用地等 (特例率適用)	商業地等の宅地など (非住宅用地)	
100%以上		平成18年度評価額 × 「特例率」
	70%超	平成18年度評価額の70%
80%以上 100%未満	60%以上 70%以下	前年度の課税標準額を据え置く
80%未満		平成17年度課税標準額 + (平成18年度評価額 × 「特例率」) × 5% ※ただし、上記の額が平成18年度評価額に「特例率」を乗じて得た額の80%を上回る場合は80%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額
	60%未満	平成17年度課税標準額 + 平成18年度評価額 × 5% ※ただし、上記の額が平成18年度評価額の60%を上回る場合は60%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額

※住宅用地等……住宅用地（小規模住宅用地、一般住宅用地）  
……市街化区域農地（生産緑地地区内の農地、介在農地を除く）  
※商業地等の宅地など……市街化区域内の住宅用地以外の宅地（店舗・工場用地など）、介在農地、山林、原野、雑種地など  
……市街化調整区域内の住宅用地以外の宅地、利用雑種地（駐車場など）

## 2 家屋の固定資産税・都市計画税

家屋の場合は、評価額が課税標準額となります。税率は土地と同じです。

## 質問に答えて

Q 年の途中で土地や家屋を売買して所有者が変わった場合、納税通知書は誰に送られるのですか。

A 税を納めていただく方は、1月1日（賦課期日）現在の所有者です。従って、1月2日以降に所有者が変わっても納税通知書は1月1日の所有者に送付されます。

Q 地価が下がっているのに土地の税額が上がるのはなぜですか。

A 土地の税額を算出するための課税標準額は、原則として評価額と同額です。しかし、土地の評価額が地価公示価格のおおむね7割とすることとなった平成6年度の評価替え時に評価額が大きく上昇し、そのため、税負担の急増を避けるのに、課税標準額を段階的に評価額に近づけていく措置がとられました。これによって、地価が下がっても課税標準額が評価額に達していない土地については、税額が上がる場合があります。

Q 最近建てた家屋の税額が急に上がったのはなぜですか。

A 一般の新築住宅については新たに課税される年度から3年間（3階建以上の中高層耐火住宅などは5年間）税額の2分の1に相当する額が減額されます。その減額期間が経過した場合には本来の税額になり、税額が上がることとなります。



# みんなの健康



担当 保健医療課 予防医療係 ☎046(252)7213 保健係 ☎046(252)7225 FAX046(252)7043

## ポリオ（急性灰白髄炎） 予

対象	と き	
	1日～15日生まれ	16日～末日生まれ
8月生まれ	4月17日(月)	4月19日(水)
6・7月生まれ	4月20日(木)	
12月生まれ	4月21日(金)	4月26日(水)
2月生まれ	4月27日(木)	4月28日(金)

▽受付時間=午後1時15分～2時15分(時間厳守) ▽ところ=市民健康センター▽対象=生後3カ月～7歳6カ月未満(なるべく18カ月までに) ※指定日厳守

## BCG接種 予

▽とき=4月24日(月)、25日(火)午後1時15分～2時15分受け付け(時間厳守) ▽ところ=市民健康センター▽対象=平成18年1月生まれ(対象者には個人通知をします)

## なかよしベビークラス 保

▽とき=5月8日(月)午前10時～11時30分▽ところ=市民健康センター▽内容=新しい友達をつくりたい保護者のための教室。赤ちゃんと楽しく遊ぶ▽対象=生後3カ月～4カ月児とその保護者▽定員=先着30人▽持ち物=母子健康手帳、バスタオル▽申込方法=電話予約

## 赤ちゃん教室 保

▽とき=4月27日(木)午前10時～11時30分▽ところ=市民健康センター▽内容=離乳食の作り方・すすめ方、子どもの発達や予防接種について▽対象=生後5カ月～6カ月児とその保護者▽持ち物=母子健康手帳、離乳食用スプーン▽申込方法=電話予約

## 1歳児歯っぴいパーティー(むし歯予防)教室 保

▽とき=5月12日(金)午前9時30分～9時45分受け付け▽ところ=市民健康センター▽内容=むし歯予防について▽対象=1歳～1歳1カ月児(第1子に限る)▽定員=先着30人▽持ち物=母子健康手帳、歯ブラシ、コップ▽申込方法=電話予約

## 育児相談 保

▽とき=4月21日(金)午前9時30分～10時30分▽ところ=市民健康センター▽内容=身体測定と食事・発育状態・しつけの相談▽持ち物=母子健康手帳▽申込方法=直接会場へ

## 個別健康相談 保

▽ところ=市役所1階保健医療課▽内容=食事療法や健康全般についての栄養士・保健師による相談▽持ち物=健康手帳(お持ちでない方には当日発行)▽申込方法=電話予約

## 運動セミナー

- とき 5月10日(水)、17日(水)、23日(火)午後1時30分～3時30分(全3回)
- ところ 市民健康センター
- 内容 楽しく効果的な運動を継続することにより生活習慣病を予防する
- 講師 健康運動指導士
- 対象 40歳以上
- 定員 30人(先着順)
- 参加費 無料
- 持ち物 筆記用具、電卓、バスタオル、健康手帳(お持ちでない方には当日発行)
- 申込方法 5月9日(火)までに電話で担当へ

担当 保健医療課 ☎046(252)7225 FAX046(252)7043

## 日本脳炎予防接種のお知らせ

市では、日本脳炎の予防接種を現在も引き続きお勧めしない予防接種にしています。

担当 保健医療課 ☎046(252)7225 FAX046(252)7043

## 救急診療 ※電話をかける場合は番号をお確かめの上、お間違えないように! 予

### ◆休日昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分
内科	☎046(252)9090		
歯科	☎046(252)8217		
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野)	午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分
外科・婦人科・眼科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。	午前9時～正午、午後2時～5時(診療時間)

### ◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜～金曜日 : 午後7時～9時45分
内科	☎046(252)9090		土曜・日曜日、祝日 : 午後6時～9時45分
外科	☎046(251)0119		午後6時～10時(診療時間)

### ◆深夜

診療科目	電話番号	診療場所	診療時間
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	小児救急情報センター(左記)でご確認ください。	午後10時～翌朝午前7時(重病の場合は午前8時)
内科・外科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。	午後10時～翌朝午前8時

※聴覚障害者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263

## 保健福祉事務所からのお知らせ

問い合わせ先 厚木保健福祉事務所 ☎046(224)1111

### 専門医による精神保健相談および認知症相談

▽とき=①5月1日(月)②10日(水)③11日(木)④17日(水)⑤31日(水)午後1時30分～4時▽ところ=①②④⑤厚木保健福祉事務所③サニープレイス座間▽内容=心の病気の治療や相談および認知症についての相談▽申込方法=電話予約

### 栄養専門相談

▽とき=5月2日、16日いずれも火曜日午前9時30分～午後4時▽内容=病気のある方などの食事に関する相談▽申込方法=電話予約



### 障害児者のための歯科相談

▽とき=5月11日(木)午後1時30分～2時▽対象=心身障害者▽申込方法=電話予約

### 歯ぐき検診

▽とき=5月23日(火)午後1時30分～2時▽内容=簡単な歯肉チェックとブラッシング指導▽対象=40歳未満および妊婦の方▽申込方法=電話予約

### エイズ無料検査

▽とき=毎月第1・第3月曜日午後1時30分～3時(電話相談は随時)▽申込方法=電話予約



## 基本健康診査・がん集団検診・成人歯科健診の通知・申し込みはがきが届きます

市では平成18年4月1日現在、市内在住の20歳以上の女性および40歳以上の男性に、各種健診(検診)の申し込み兼通知はがきを送付します。受診を希望する方は、内容を確認し、お申し込みください。健診などに関する費用は表1、対象者については表2をご覧ください(詳細は、保健衛生のお知らせや通知はがき、市ホームページをご覧ください)。

### 基本健康診査

申し込みは5月31日(水)までに

基本健康診査と同時に肺がん検診、肝炎ウイルス検診(今年度で終了)、前立腺がん検診を受けることができます。

○申込方法 送付されるはがきの中央部分が申し込み用のはがきになります。必要事項を記入し、50円切手を張って5月31日(水)までに担当へ

○受診方法 ①各診査用書類と市の指定医療機関の一覧を6月初旬から順次送付します②指定医療機関に受診日時を予約してください③あらかじめ診査用書類に必要事項を記入し、受診してください

### 表2

区分	実施期間	対象者
基本健康診査	6月初旬～11月30日(木)	40歳以上の方
肺がん検診		50歳以上の男性
前立腺がん検診		40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方
肝炎ウイルス検診	6月1日(木)～12月28日(木)	過去に肝機能異常を指摘され定期的な検査を受けていない方
成人歯科健康診査		40歳～70歳の方

※対象者は、平成18年4月1日現在の年齢です。

担当

保健医療課 ☎046(252)7225 FAX046(252)7043

### 成人歯科健康診査

歯の健康を守り、いつまでも快適な生活を送っていただくため、成人歯科健診を実施しています。

○受診方法 送付されるはがきのあて名の裏面に受診券になります。指定医療機関に直接予約の上、受診券を持参し受診してください。

○指定医療機関 本紙6月1日号または保健衛生のお知らせ、市ホームページをご参照ください

### がん集団検診

胃・大腸・子宮・乳がん

がん集団検診については、本紙4月1日号に掲載しましたのでご覧ください。また、保健衛生のお知らせや市ホームページでもご覧いただけます。

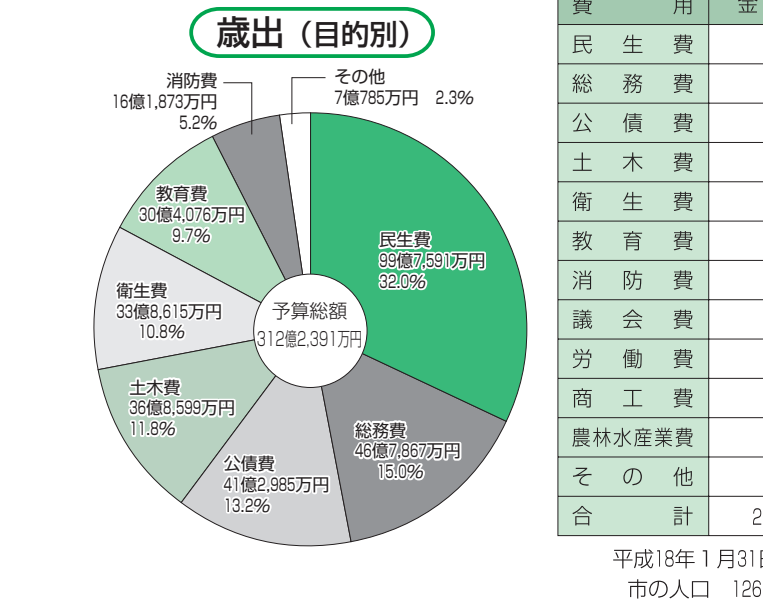
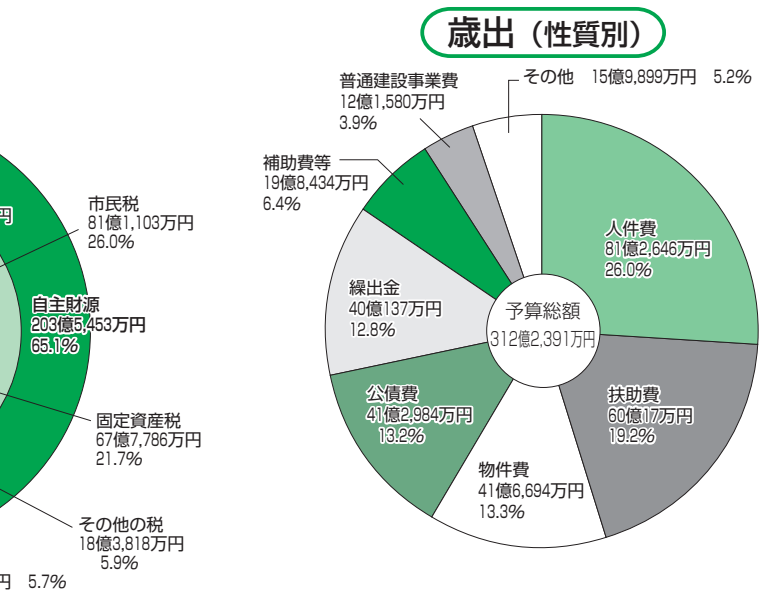
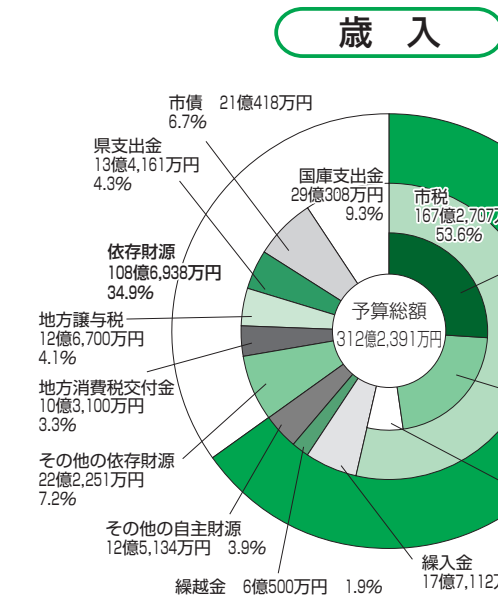
### 表1

区分	受診料
基本健康診査	2,300円
眼科眼底	500円
肺がん検診	1,000円
前立腺がん検診	1,000円
肝炎ウイルス検診	1,000円
成人歯科健康診査	1,000円

●用語解説

歳入 歳出 市 税 市民税や固定資産税などの市に納められた税金...

一般会計項目別内訳



市民一人当たりの予算の使い道

費用 金額 民生費 779,039円 総務費 377,069円 公債費 372,721円...

歳入財源の安定的な確保と歳出予算の徹底した見直しを

市予算総額は592億円

平成18年度会計別予算 区分 予算額 増減率 一般会計 312億2,391万円 2.6%



五つの重点目標と実現するための施策

1 市政情報・市民参加・行政改革の推進 (継続) 協働のまちづくり推進事業費 115万円... 2 安全・安心な生活環境の推進 (充実) 次世代育成支援相談事業費 444万円... 3 福祉・医療・保健の推進 (新規) 健康サマーフェスティンざま開催事業費 45万円...

平成18年度一般会計の主な施策

健康・福祉 健康づくりの推進 健康意識の啓発 191万円... 都市・環境 市街地の形成 地域拠点の再整備 1億6,611万円... 教育・文化 教育環境の整備 学校施設の整備 4億4,515万円... 産 業 都市農業の振興 生産基盤整備の推進 3,022万円...

黒白の石に親しむ 吉川会長。去る一月に開かれた第四回小・中学生囲碁大会に参加した小・中学生たち... 囲碁は「難しい」と感じる人は多いでしょう。でも、「囲碁」というように、一般的にはなじみにくいものがあるが、子どもには抵抗感がないようです。昨年、座間小学校が囲碁の授業を半年間試みたほか、市内の小学校五校がゆとり教育の一環として採用、スムーズに受け入れられている。「本当は易しいし、楽しいものなんです」という

変わります！年金制度 国民年金などの年金制度が改正されました。主な変更点は次のとおりです。○国民年金保険料額を改正 4月から平成19年3月までの保険料は、月額13,860円です。月額280円の引き上げとなりました。○障害基礎年金と老齢厚生年金などが併せて受給可能に 障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとして、65歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、または障害基礎年金と遺族厚生年金が併せて受給できるようになりました。

市民活動 都市農業の振興 生産基盤整備の推進 3,022万円 商業の振興 商業活動の支援 896万円 工業の振興 中小企業の育成 4,102万円 勤労者福祉の向上 生活安定対策の推進 1億3,414万円 担当 046(25)2508404 046(25)53550





【座間市のお知らせ】

4.15

◆平成18年(2006年) 4月15日発行  
 ◆座間市秘書室情報推進課編集  
 〒228-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-1  
 ☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550  
 URL: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/>  
 ☎: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/>

たこ 風文字決まる!

けい しょう 今年の大風は 慶祥

座間市の伝統行事「大風まつり」で掲揚される大風の風文字が、「慶祥(けいしょう)」に決まりました。

「慶祥」は、公募で集まった21点の作品の中から「今までに使われていない」「文字のバランスが良い」などの選考基準により選ばれた齊藤浩美さん(緑ヶ丘1丁目在住)の作品です。齊藤さんは、紀宮さまのご結婚と愛子さまのご入学、紀子さまのご懐妊といったニュースが続く中、「皇室の慶事をお喜び申し上げたいとの気持ちで風文字を考えた」とのことです。

なお、決定した風文字は、4月中旬に100畳敷きの和紙に書き込まれ、下記のとおり開催される大風まつり会場で、大風として大空高く舞い揚がる予定です。



大風まつり

- と き 5月4日(木)、5日(金) 午前10時～午後4時
- ところ 相模川グラウンド
- 内 容 100畳敷き大風掲揚、ミニ風・グッズの販売、わんぱく相撲座間場所、フリーマーケット、地元芸能・文化団体の演技披露、大風保存会40周年記念事業など

◆◆◆大風保存会40周年記念事業◆◆◆

【地域の大風掲揚】

- と き 5月4日(木) 午前11時～午後2時
- 内 容 芹沢、新田宿の地域の皆さんが作成した大風を掲揚します。会場には3つの大風が並びます。

【子ども風揚げ大会】

- と き 5月5日(金) 午前11時～午後1時
- 内 容 小・中学生が自作の風を揚げて楽しめます。

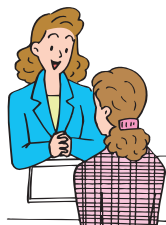
問い合わせ先 市大風保存会事務局 ☎046(251)0254  
 担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550

配偶者などからの暴力に悩んでいる方へ DV相談のご利用を

配偶者やパートナーなど、親しい男性からの暴力に悩んでいませんか? DV(配偶者などからの暴力)には、身体的暴力をはじめ心理的暴力や経済的暴力などがあります。DVを受けている方は、一人で考え込まずに、DVの専門相談員にご相談ください。

- と き 月曜・水曜・金曜日 午前9時～正午、午後1時～5時
- ところ 市役所3階市民人権課
- 費用 無料

※秘密は堅く守られますので、ご安心ください。  
 担当 市民人権課 ☎046(252)8483 ☎046(255)3550



土曜日も窓口で各種手続きが可能に

「土曜開庁」を開始します!

9月までの毎月第2・第4土曜日、市役所を開庁して一部窓口業務を実施します。受け付け可能な手続きの内容などは下記のとおりです。通常の開庁時間内に市役所を訪れることが困難な方などは、ぜひご利用ください。

○と き 4月22日(土)から9月23日(土)までの毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午

○内 容

受け付け可能な手続きなど	担 当
転入・転出・転居・戸籍の届け出、印鑑登録証明書・住民票写し・戸籍関係証明書の交付申請、外国人登録、印鑑登録、住基カードの申請	戸籍住民課 ☎046(252)8083
市・県民税課税(非課税)証明書の交付申請	市民税課 ☎046(252)8007
市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の納付	収納課 ☎046(252)8021
介護保険加入者の住所変更、転出に伴う介護保険被保険者証の返却、介護保険料の精算・納付、介護保険の申請	長寿介護課 ☎046(252)7719
身体障害者手帳の住所変更など障害福祉に関すること全般	障害福祉課 ☎046(252)7132
児童手当・児童扶養手当の申請、保育所・児童ホームへの入所などの申し込み	子育て支援課 ☎046(252)7969
障害者・老人医療などの住所変更	保健医療課 ☎046(252)7213
国民健康保険加入者の住所変更・加入・喪失、転出者の国民健康保険税の清算、国民年金加入者の住所変更	国保年金課 ☎046(252)7003
水道の使用開始・休止、水道・下水道料金の納付	水道業務課 ☎046(252)7513

※必要書類など詳しくは、事前に電話で各担当にご確認ください。  
 ※届け出の内容によっては、他市町村への確認が必要なため、当日に届け出の処理をできない場合があります。

担当 戸籍住民課 ☎046(252)8083 ☎046(255)3550

米軍再編

座間市長、神奈川県知事、相模原市長が 地元意向を防衛庁長官に再度申し入れ

3月30日、星野座間市長は、松沢神奈川県知事と小川相模原市長と共に、額賀防衛庁長官に面会し、米軍再編における最終報告について、急ぐことなく地元の意向を十分に反映した米側との交渉を強く求めました。

また、面会の場で星野市長は、額賀長官に対し、キャンプ座間米陸軍第一軍団司令部等移転に伴う基地強化に反対する座間市連絡協議会が3月24日に質問した16項目について改めて回答を求めました。

※16項目の質問内容は、市ホームページでご覧いただけます。

担当 渉外課 ☎046(252)8307 ☎046(252)0220



ながい いおり 永井 一織ちゃん H17.6.28生まれ 男 相模が丘1丁目



おがた ゆきな 緒方 結希菜ちゃん H17.9.24生まれ 女 入谷1丁目



いしい あかり 石井 明花里ちゃん H17.7.13生まれ 女 新田宿



いぬ ゆうや 井戸 裕也ちゃん H17.2.5生まれ 男 座間2丁目



たかはし たくま 高橋 拓真ちゃん H17.5.4生まれ 男 緑ヶ丘4丁目



よしだ はやて 吉田 颯ちゃん H17.3.1生まれ 男 ひばりが丘3丁目



ふるかわ こうき 古川 航輝ちゃん H17.8.18生まれ 男 西栗原2丁目



あきもと りさ 秋元 理沙ちゃん H17.4.17生まれ 女 栗原中央5丁目

